

第5章 介護保険サービスの基盤整備

第1節 介護保険施設等の整備方針について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、各市町は、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えて介護サービス基盤を計画的に整備することとされています。

今後は、家族による介護が困難な中重度の要介護認定者、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第8期計画においては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら、自分らしい暮らしを続けることができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職防止に向け、地域密着型サービス事業所等を計画的に整備する必要があります。

（1）施設・居住系・地域密着型サービスの整備状況

播磨町の整備の状況は、下表のとおりです。

		第7期まで (～R2年度)	第8期 (R3～5年度)	令和22年 (2040年) への方向性
在宅サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	公募するも 整備に至らず	1か所整備	合計1か所
	小規模多機能型居宅介護	・「小規模多機能型居 宅介護事業所みんな の家」定員 29人	—	合計2か所
		・「小規模多機能型居 宅介護ゆとり庵大 中」定員 29人		
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所整備 (定員29人)	合計1か所	
施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・「特別養護老人ホー ムあへの里」50床	—	合計100床
		・「特別養護老人ホーム グランはりま」50床		
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・「特別養護老人ホー ムあへの里 式番 館」29床	—	合計58床 第9期中に1か所 (29床) 整備予定	
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	・「グループホームC H I A K I ぼおずき 播磨」18室	—	合計54室
		・「あつるグループ ホーム播磨」18室		
		・「グループホームは なたば」18室		

(2) 第8期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備

アンケート調査の結果では、今後の介護について、「在宅介護サービスを使いながら自宅で介護したい」が50.6%で最も高くなっており、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められていると考えられます。

令和7年（2025年）さらには令和22年（2040年）を見据え、可能な限り在宅での介護保険サービスの利用を推進することを目的に、今後、医療ニーズの高い中重度者が一層増加することを見据え、在宅サービスの中核的な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービス整備を進めていきます。

(3) 介護保険施設整備の方向性

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和22年（2040年）までの中長期的な視野に立ち、後期高齢者の増加にともなう中重度要介護者の増加及び地域医療構想の病床見直しから新たに生じる必要量を踏まえた上で、入所待機者の解消に向けて計画的な整備に努めます。

在宅サービスと施設サービスのバランスを考え、第8期計画においては新たな整備計画はありませんが、第9期計画において整備の検討を行います。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の訪問介護や訪問看護を組み合わせた24時間サービスです。日中や夜間を通して定期巡回訪問と随時の対応を行うため、介護者が不安に感じている「夜間の排泄」等の解消にもつながります。第8期計画においては、1事業所を整備します。

③看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問看護・介護」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。第8期計画においては、医療ニーズを有する要介護者を働きながら介護をする家族の支援となるよう、新たに1事業所（定員29名）を整備します。

(4) その他施設の状況

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような施設（住宅）も増えており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況を把握するとともに、特定施設入所者生活介護の指定を受けるよう促します。

また、これらの住宅を指導監督する兵庫県と連携し、情報共有やサービスの質の確保に努めます。

	定員	入所者数		
		自立	軽度（要支援1～要介護1）	中重度（要介護2～5）
有料老人ホーム（人）	2か所 43	0	16	22
サービス付き高齢者向け住宅（人）	3か所 92	32	32	38

第2節 介護保険サービスの利用者数等の推計

第8期計画期間（令和3年度～5年度）における介護保険サービスの利用者数等の推計にあたっては、第7期計画期間中の給付実績、第2章で示した将来人口推計、要支援・要介護認定者推計をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを活用し推計しています。

（1）居宅サービス利用者数等の推計

①訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問して行う介護サービスで、身体介護（食事や排せつ、入浴、体位変換、移動・移乗介助など、利用者の身体に直接触れて行う介助）と、生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助）の2種類があります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	160,020	183,556	199,271	209,489	223,361	239,376
	回数(回/月)	5,288	6,199	6,800	7,115	7,582	8,127
	人数(人/月)	214	225	227	237	250	265

※令和2年度については4月～7月提供実績値の合計を、給付費については12か月分、人数・回数については1か月あたり利用に換算し、掲載しています。以下同様。

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車等で訪問し、専用浴槽を提供し、洗髪、洗身などの入浴の介護を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	2,352	3,163	2,965	2,983	2,984	2,984
	回数(回/月)	16	22	19	19	19	19
	人数(人/月)	5	6	6	6	6	6
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーション・病院などの看護師・保健師・理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	67,840	76,627	101,015	103,470	108,580	113,741
	回数(回/月)	1,058	1,235	1,650	1,681	1,764	1,848
	人数(人/月)	132	158	185	188	197	206
予防	給付費 (千円/年)	15,682	23,809	22,428	23,470	24,131	24,780
	回数(回/月)	319	528	503	522	537	551
	人数(人/月)	43	66	69	72	74	76

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

診療所や病院に勤務する理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、生活機能の維持・向上に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	10,299	10,912	17,626	17,734	18,751	19,830
	回数(回/月)	291	307	499	499	526	557
	人数(人/月)	25	26	32	32	34	36
予防	給付費 (千円/年)	5,687	6,849	8,853	8,908	8,913	9,425
	回数(回/月)	165	196	254	254	254	268
	人数(人/月)	13	17	20	20	20	21

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を把握し、療養上の管理・指導・助言等を行うサービスです。介護保険のサービスが提供される場合、医療保険のサービスは、同一の病気・けがには提供されません。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	16,550	21,957	22,767	23,487	24,474	25,957
	人数(人/月)	117	153	165	169	176	187
予防	給付費 (千円/年)	1,308	1,570	2,858	2,875	2,877	2,983
	人数(人/月)	13	14	19	19	19	20

⑥通所介護

在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	279,182	301,152	304,560	323,081	341,707	359,069
	回数(回/月)	3,121	3,358	3,443	3,641	3,838	4,025
	人数(人/月)	286	296	296	313	330	346

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。

リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	79,009	78,825	77,171	82,015	86,774	91,913
	回数(回/月)	764	789	779	822	867	917
	人数(人/月)	87	89	89	94	99	105
予防	給付費 (千円/年)	19,621	25,074	27,037	27,250	28,820	29,872
	人数(人/月)	53	70	75	76	80	83

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

在宅の利用者が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持のみならず、家族の身体的・精神的負担を軽減する上で重要なサービスとなっています。

また、特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割や緊急時の円滑な受け入れを行う役割を果たしています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	93,811	115,939	109,087	115,134	121,932	131,663
	日数(日/月)	979	1,185	1,083	1,137	1,202	1,295
	人数(人/月)	69	76	77	81	85	91
予防	給付費 (千円/年)	1,496	1,057	1,379	1,388	1,389	1,389
	日数(日/月)	18	16	18	18	18	18
	人数(人/月)	3	3	3	3	3	3

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある利用者が、施設（介護老人保健施設など）に短期間入所し、疾病に対する医学的管理やリハビリテーションなどの医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	11,656	12,193	13,079	13,159	13,166	13,166
	日数(日/月)	83	85	85	85	85	85
	人数(人/月)	8	8	10	10	10	10
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を考慮し、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具・補装具を貸与（レンタル）するサービスです。

福祉用具には、車いす、特殊ベッド、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、スロープ、歩行器などがあります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	55,780	62,058	65,091	68,554	72,393	77,006
	人数(人/月)	374	407	417	436	457	483
予防	給付費 (千円/年)	15,471	18,185	19,648	19,936	20,135	20,827
	人数(人/月)	190	225	252	256	259	268

⑪特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の一部を支給するサービスです。

対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品（チューブなど）、③入浴補助用具（入浴用いすなど）、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	1,601	2,758	3,414	3,842	3,842	3,842
	人数(人/月)	10	13	9	10	10	10
予防	給付費 (千円/年)	1,384	1,872	2,142	2,381	2,381	2,381
	人数(人/月)	5	6	5	6	6	6

⑫住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消、便器の改修など、在宅での日常生活や介護者の負担の軽減等のために必要な住宅改修の一部を支給するサービスです。

利用者の状態に応じた適切な住宅改修が行われるよう、施工前の申請が必要な事前許可制としています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	6,289	7,654	6,850	6,850	6,850	6,850
	人数(人/月)	10	12	6	6	6	6
予防	給付費 (千円/年)	7,732	8,458	7,854	7,854	9,162	10,472
	人数(人/月)	5	7	6	6	7	8

⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス）の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	53,889	50,102	49,627	55,546	55,577	58,038
	人数(人/月)	25	22	20	22	22	23
予防	給付費 (千円/年)	1,882	1,619	3,694	3,717	4,348	4,348
	人数(人/月)	3	3	5	5	6	6

⑭居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント（課題分析）を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援							
	給付費 (千円/年)	95,066	102,111	106,502	113,659	119,768	126,372
	人数(人/月)	573	605	600	637	669	705
介護予防支援							
	給付費 (千円/年)	13,377	16,612	17,976	18,140	18,859	19,567
	人数(人/月)	247	304	332	333	346	359

(2) 地域密着型介護サービス利用者数等の推計

地域密着型サービスは市町村（保険者）が、必要なサービス量を定め、サービス事業者を指定し、指導監督まで行います。高齢者が中・重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスとなっており、サービスの利用者は、原則として、サービス事業所が所在する市町村の被保険者に限られています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、一つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回により訪問し、利用者からの通報による随時訪問も行います。中重度の要介護者の在宅生活を継続する上で重要なサービスです。

播磨町では第8期計画期間中に1事業所の整備を計画しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	2,934	2,628	828	3,010	21,362	34,404
	人数(人/月)	2	2	1	2	10	15

② 夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が、夜間に、定期巡回または随時の通報により要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や緊急時の対応などを行うサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。認知症の特性に配慮したサービスを提供します。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

登録者（1事業所につき29人以下）に対し、その状態や希望に応じ、小規模の住宅型施設への「通い」を中心とし、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

同一事業者から包括的ケアが提供されることから、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減や悪化の防止のために有効なサービスです。

令和2年現在、播磨町では2事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	108,994	112,742	140,928	141,793	141,872	141,872
	人数(人/月)	44	45	54	54	54	54
予防	給付費 (千円/年)	4,295	3,940	2,420	3,413	3,415	3,415
	人数(人/月)	4	4	3	4	4	4

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

5～9人の認知症の高齢者が共同生活を営み、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

令和2年現在、播磨町では3事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	105,211	99,034	100,985	101,605	101,661	101,661
	人数(人/月)	35	33	33	33	33	33
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	2,719	2,720	2,720
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

令和2年現在、播磨町では1事業所がサービスを提供しています。

第8期計画期間中においては整備を計画しませんが、今後、高齢化の進展に伴い介護老人福祉施設のニーズが高まることが予想されるため、令和22年（2040年）までに1か所（29床）整備し、合計2事業所とする計画です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	72,904	98,277	100,024	100,638	100,694	100,694
	人数(人/月)	24	29	29	29	29	29

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありませんが、第8期計画期間中において1事業所整備する計画です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	43,813	85,919
	人数(人/月)	0	0	0	0	15	29

⑨地域密着型通所介護

通所介護と同様に在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。利用定員は18人以下となっており、少人数で地域に密着したサービスとなっています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	70,936	56,566	53,026	53,943	53,973	53,973
	回数(回/月)	821	688	638	615	615	615
	人数(人/月)	80	67	63	60	60	60

(3) 施設サービス利用者数等の推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とする入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う施設です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	349,226	358,778	392,416	394,826	395,046	395,046
	人数(人/月)	109	109	118	118	118	118

②介護老人保健施設

要介護者である入所者に対し、在宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	189,164	164,837	183,287	184,412	184,515	184,515
	人数(人/月)	48	43	46	46	46	46

③介護療養型医療施設

長期にわたり療養が必要な入所者に対し、機能訓練や医学的管理、介護等のサービスを提供する施設です。令和5年度末をもって廃止されることとなっています。

介護療養型医療施設は、令和5年度末に廃止され、介護医療院等への転換が図られるため、利用見込みは、漸減を見込んでいます。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	50,880	27,435	0	—	—	—
	人数(人/月)	9	5	0	—	—	—

④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。ただし、医療法上も、医療提供施設として法的に位置づけられます。

病院または診療所から介護医療院へ転換することもできます。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	0	38,895	88,407	88,950	89,000	89,000
	人数(人/月)	0	7	16	16	16	16

第3節 標準給付費の推計

第8期計画期間における標準給付費の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額（A）	2,452,686	2,583,334	2,717,875	7,753,895
総給付費	2,330,231	2,459,245	2,589,070	7,378,546
居宅サービス	1,397,818	1,525,684	1,653,048	4,576,550
地域密着型サービス	163,587	164,306	166,767	494,660
施設サービス	768,826	769,255	769,255	2,307,336
特定入所者介護サービス費等給付額	59,919	59,704	61,991	181,615
高額介護サービス費等給付額	52,848	54,276	56,354	163,477
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,504	7,821	8,120	23,445
算定対象審査支払手数料	2,184	2,288	2,340	6,812

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

※総給付費

前頁までの介護（介護予防）サービス給付費の合計額です。

※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。第7期計画期間の実績等を勘案し推計した後、補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせた、現役並み所得者の世帯の上限額の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額医療合算介護サービス費等給付額

医療保険と介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料

介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。第7期計画期間の実績等を勘案して、件数と費用を見込みました。なお、1件あたりの単価は52円です。

第4節 地域支援事業費の推計

地域支援事業の利用者数及び事業費について、第7期計画の利用実績をもとに推計しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる利用者数及び給付費の推計値は以下のとおりです。

①介護予防・生活支援サービス事業

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス						
給付費 (千円/年)	31,473	31,332	32,585	34,312	35,607	36,902
人数(人/月)	146	143	151	159	165	171
訪問型サービスA						
給付費 (千円/年)	501	1,146	1,642	1,724	1,806	1,888
人数(人/月)	6	16	20	21	22	23
通所介護相当サービス						
給付費 (千円/年)	53,765	59,939	60,866	63,997	66,558	69,403
人数(人/月)	182	198	210	221	230	240
通所型サービスA						
給付費 (千円/年)	5,007	4,583	2,669	2,669	2,669	2,832
人数(人/月)	29	27	15	15	15	16
介護予防ケアマネジメント						
給付費 (千円/年)	9,085	8,771	9,297	9,770	10,156	10,556
人数(人/月)	154	162	171	180	187	194

②介護予防・日常生活支援総合事業にかかる事業費

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業(b1)	119,319	123,639	128,417	371,375
訪問型サービス計	36,036	37,413	38,790	112,239
通所型サービス計	66,666	69,227	72,235	208,128
介護予防ケアマネジメント	9,770	10,156	10,556	30,482
介護予防普及啓発事業	2,419	2,418	2,415	7,252
地域介護予防活動支援事業	3,309	3,307	3,304	9,920
地域リハビリテーション活動支援事業	448	447	447	1,342
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	671	671	670	2,012

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業にかかる事業費の推計値は以下のとおりです。

①包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の提供体制

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置箇所数(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
人員体制(人)	9	9	7	9	9	9

②任意事業の事業内容

		事業内容
介護給付等費用適正化事業		事業者への情報提供、検証により給付費等の適正化を図る
家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業	SOS・見守りネットワークの構築等
	家族介護用品支給等助成事業	家庭で高齢者を介護している家族に介護用品を助成
	家族介護慰労助成事業	家庭で要介護者を介護している家族を慰労
その他事業	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修のみ利用する場合の住宅改修理由書作成費を支払う
	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方への支援を行う

③包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業にかかる事業費

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	35,237	35,300	35,500	106,037
任意事業	4,398	4,396	4,392	13,186

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）にかかる費用の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525
在宅医療・介護連携推進事業	1,961	1,960	1,958	5,879
生活支援体制整備事業	5,249	5,250	5,250	15,749
認知症初期集中支援推進事業	58	80	100	238
認知症地域支援・ケア向上事業	4,000	4,800	4,800	13,600
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	1,000	1,000
地域ケア会議推進事業	687	686	686	2,059

(4) 地域支援事業費計

第8期計画期間における地域支援事業費の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費（B）	170,909	176,111	182,103	529,123
介護予防・日常生活支援総合事業費（b1）	119,319	123,639	128,417	371,375
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525

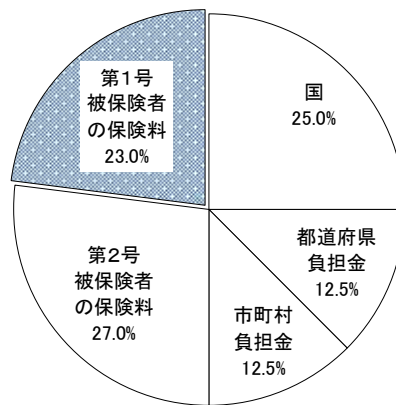
第5節 保険料の算定と基本的な考え方

(1) 第1号被保険者負担割合について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第8期計画では、第7期計画に引き続き、社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することとなっています。

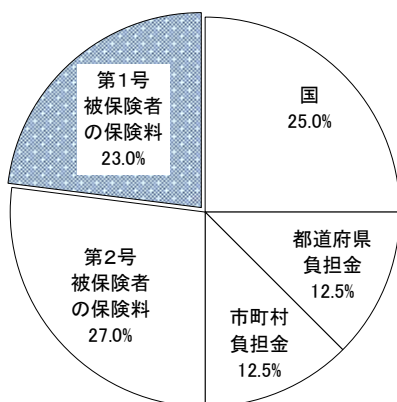
また、公費における負担割合は、国が25%（うち、調整交付金として5%）、県が12.5%、町が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、県が17.5%、町が12.5%となります。

【介護保険の財源構成】

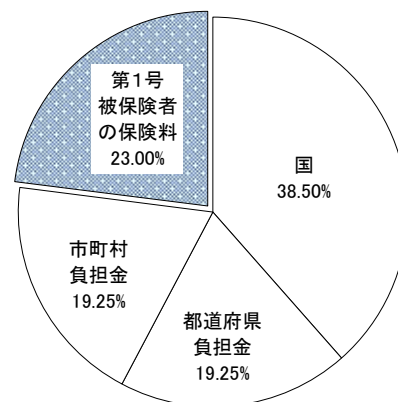


地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第1号及び第2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合です。

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成】



【包括的支援事業・任意事業の財源構成】



(2) 基金の取崩しについて

第8期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

介護給付費準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、令和2年度末の介護給付費準備基金の残高が329,545千円となる見込みです。

そのうち高齢化の状況や令和2年度の給付費見込み、第8期における報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画等も勘案した結果、上記基金のうち215,000千円を取崩して第8期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約642円引き下げる原資として活用しています。

(3) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第8期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下の制度改正が行われます。

①調整交付金の見直し

調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる財政格差を平準化することを目的に交付されています。後期高齢者割合の加入割合に関する現行の補正では、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3つの年齢区分における要介護認定率を用いて重みづけを行ってきました。調整交付金は各保険者の給付費に交付割合を乗じて調整を行っていることから、財政調整の精緻化を図るため、第8期計画より、現行の要介護認定率による重みづけから、介護給付費（1人あたり給付費）による重みづけへと見直されます。なお、激変緩和措置として、第8期計画期間においては、各年度において要介護認定率と介護給付費を2分の1ずつ組み合わせることになります。

②介護サービス費の見直し

高額介護サービス費について、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、現役並み所得者のうち、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しが行われます。

③補足給付の見直し

在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、施設入所者に対する補足給付について、第3段階を本人の年金収入等によって2つの段階(①80万円超120万円以下、②120万円超)に区分し、そのうち②については食費の負担限度額の見直しが行われます。

また、短期入所サービス利用者に対する補足給付については、食費が給付の対象外となっている通所サービスとの均衡等の観点から、第2段階、第3段階①、第3段階②について食費の負担限度額の見直しが行われます。

④標準的な所得段階区分の基準額の変更

国の標準的な所得段階区分の基準額が変更になったことをうけ、第8期の本町所得段階について、市町村民税本人課税層のうち、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ120万円、210万円及び320万円に変更しています。

⑤介護報酬改定について

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとなりました。

上記を踏まえ、令和3年度介護報酬改定率は+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+0.05%（令和3年9月末までの間））となります。

(4) 保険料設定の考え方

国は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、保険者の判断により、保険料の設定を弾力化することを認めています。

第8期計画における国の標準段階区分は9段階となっていますが、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料と保険料段階を検討した結果、播磨町では第7期と同様の13段階に設定しました。

また、前頁の「④標準的な所得段階区分の基準額の変更」のとおり、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を変更しています。

【第8期計画における所得段階】

保険料段階	課税状況		対象者
	本人	世帯	
第1段階	非課税	非課税	1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第2段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者
第3段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第5段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、 上記に該当しない者
第6段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の者
第8段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の者
第9段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の者
第10段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の者
第11段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の者
第12段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の者
第13段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者

【所得段階別加入者数（第1号被保険者）】

単位：人

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1段階	1,591	1,591	1,588	4,770
第2段階	702	701	701	2,104
第3段階	684	684	683	2,051
第4段階	1,340	1,339	1,338	4,017
第5段階	1,306	1,305	1,304	3,915
第6段階	1,467	1,466	1,465	4,398
第7段階	1,391	1,390	1,389	4,170
第8段階	587	586	586	1,759
第9段階	219	219	219	657
第10段階	125	125	125	375
第11段階	48	48	48	144
第12段階	19	19	19	57
第13段階	76	76	75	227
合計	9,555	9,549	9,540	28,644
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	9,417	9,410	9,401	28,228

(5) 第8期計画における保険料算定

①保険料収納必要額

保険料算定に関わる各指数及び見込値、保険料収納必要額は以下の通りです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	2,452,686	2,583,334	2,717,875	7,753,895
地域支援事業費 (B)	170,909	176,111	182,103	529,123
介護予防・日常生活支援総合事業費 (b1)	119,319	123,639	128,417	371,375
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計 (A+B)	2,623,595	2,759,445	2,899,978	8,283,018
調整交付金相当額 (E) (A+b1)×5%	128,600	135,349	142,315	406,264
調整交付金見込額 (I) (A+b1)×H	60,957	78,773	98,197	237,927
調整交付金見込交付割合 (H)	(2.37%)	(2.91%)	(3.45%)	
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
介護給付費準備基金取崩額				215,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				16,000
市町村特別給付費等	0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)	1,842,431			

※調整交付金

国が、国の負担分のうち、標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付するもので、市町村間の介護保険財政格差を是正するためのものであるため、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。5%との差額については、第1号被保険者負担分として、保険料を算定します。

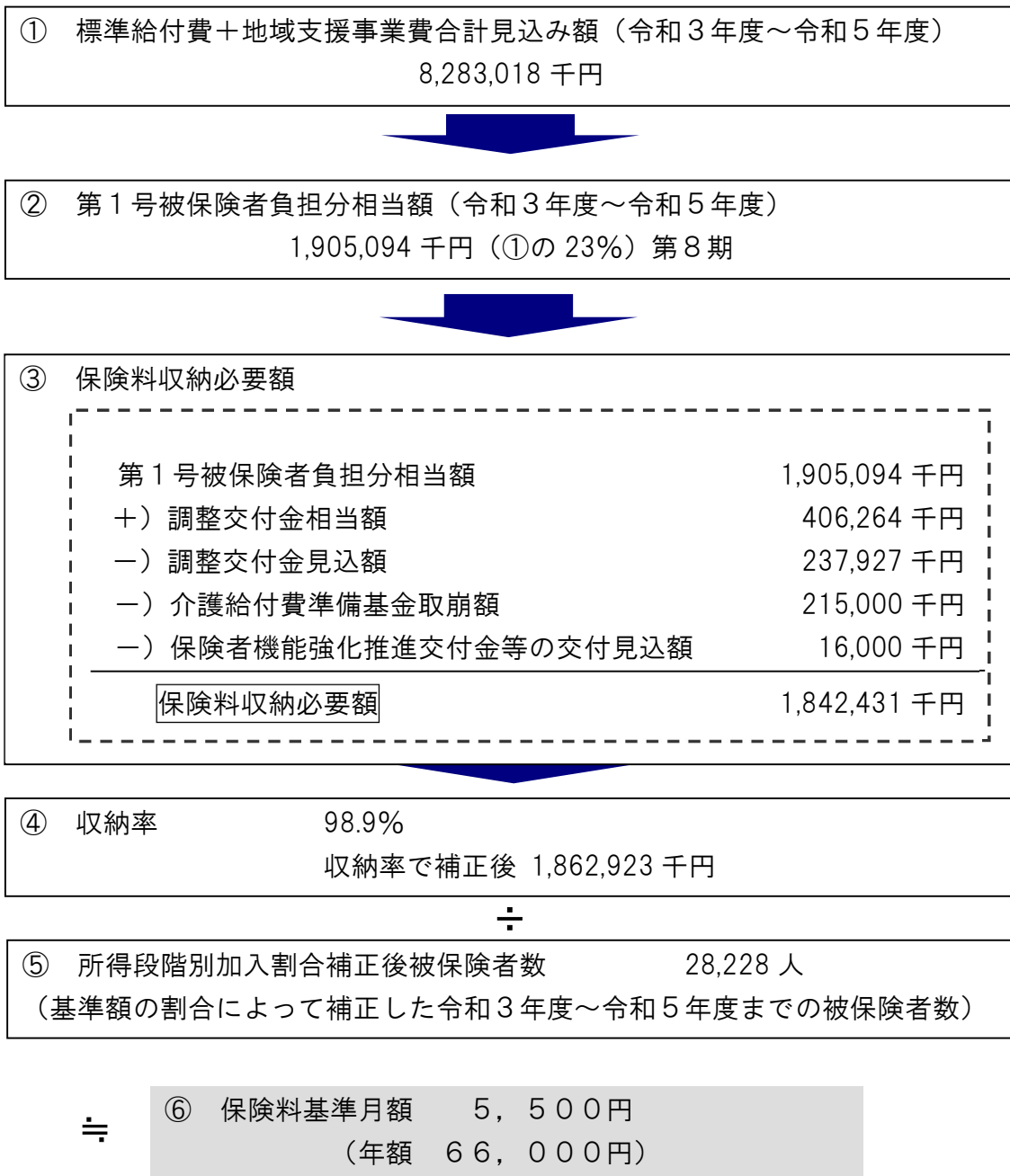
※保険者機能強化推進交付金等交付金

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付されます。

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.9%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額をもとに算定した結果、第8期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は5,500円となります。

【保険料算出のイメージ】



※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

(6) 第8期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料年額

【所得段階別保険料年額】

第8期計画（令和3～5年度）		
介護保険料所得段階	比率	保険料
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.3 [※] (0.5)	19,800円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.5 [※] (0.65)	33,000円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.7 [※] (0.75)	46,200円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	56,100円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	66,000円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15	75,900円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.25	82,500円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	99,000円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.7	112,200円
【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.8	118,800円
【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額 ×2.0	132,000円
【第12段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	基準額 ×2.1	138,600円
【第13段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者	基準額 ×2.2	145,200円

※ 第1段階～第3段階については給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料を軽減しています。()は軽減前の率となります。

第6節 令和7年（2025年）以降のサービス利用見込み

第8期計画期間と同様の手法で算出した令和7年以降のサービス利用の見込みは以下のとおりです。

単位：人/月

		介護サービス				介護予防サービス			
		令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	273	308	325	327	/	/	/	/
	訪問入浴介護	6	7	8	9	0	0	0	0
	訪問看護	214	243	247	251	80	90	90	84
	訪問リハビリテーション	37	41	41	42	22	25	25	23
	居宅療養管理指導	192	213	229	233	20	21	22	21
	通所介護	361	406	428	431	/	/	/	/
	通所リハビリテーション	111	125	128	129	88	98	99	91
	短期入所生活介護	95	106	113	116	4	5	5	5
	短期入所療養介護	10	13	13	14	0	0	0	0
	福祉用具貸与	502	561	596	606	285	319	320	299
	特定福祉用具販売	10	11	11	12	7	7	7	7
	住宅改修	6	9	9	9	8	9	9	8
	特定施設入居者生活介護	23	27	28	29	6	6	6	6
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	15	15	15	/	/	/	/
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	/	/	/	/
	地域密着型通所介護	60	60	60	60	/	/	/	/
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	54	54	54	54	4	4	4	4
	認知症対応型共同生活介護	33	33	33	33	1	1	1	1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	/	/	/	/
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	58	58	58	/	/	/	/
	看護小規模多機能型居宅介護	29	29	29	29	/	/	/	/
施設サービス	介護老人福祉施設	131	153	163	167	/	/	/	/
	介護老人保健施設	54	63	67	66	/	/	/	/
	介護医療院	21	24	26	27	/	/	/	/
	介護療養型医療施設	/	/	/	/	/	/	/	/
居宅介護支援・介護予防支援		734	823	869	875	382	428	430	400